

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 10 月 2 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 盛岡大迫東和線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市大迫町内川目第 10 地割 24 番 11 地先から 19 地先 まで	新	m 65.0~10.5	m 147.7
	旧	74.0~10.5	147.7
花巻市大迫町内川目第 48 地割 67 番 3 地先から大迫第 1 地割 30 番 1 地先まで	新	18.9~11.9	84.7
	旧	15.7~9.9	84.7

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 石鳥谷大迫線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市石鳥谷町好地第 16 地割 52 番 17 地先から新堀第 31 地割 1 番 72 地先まで	新	m 18.0~12.0	m 203.1
	旧	16.7~11.5	203.1

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 花巻和賀線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市上諏訪 470 番 4 地先から諏訪 9 番 1 地先まで	新	m 31.6~9.6	m 743.2
	旧	26.5~8.5	743.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 107号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市東和町田瀬 26 区 157 番 2 地先から 133 番地先まで	新	m 20.7~14.6	m 60.1
	旧	51.6~26.6	60.1
花巻市東和町田瀬 25 区 130 番 1 地先から 21 区 285 番 3 地先まで	新	69.0~10.2	2,826.0
	旧	84.6~12.1	2,826.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで

5(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 283号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市高木第 10 地割 72 番 1 地先から高田 440 番 10 地先まで	新	m 86.9~15.6	m 2,321.8
	旧	75.9~8.5	2,321.8

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで